令和７年度 第２回

協 議 会 議 案

日　時　令和７年９月３日（水）
　　午後６時３０分～

会　場　音更町役場　３階
　　３０１・３０２会議室

音更町国民健康保険運営協議会

次　　第

１　　開　　会

２　　委嘱状交付

３　　挨　　拶

４　　議事録署名委員２名の指名

５　　議　　件

議案第１号　　会長及び会長代理の選任について

その他

６　　閉　　会

議案第１号　　会長及び会長代理の選任について

会　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会長代理

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※会長、会長代理は、国民健康保険法施行令第５条の規定により、
　公益を代表する委員から選任されることとなっています。

その他

１　国民健康保険について

音更町国民健康保険運営協議会委員名簿

（任期　R7.9.1～R10.8.31）

被保険者代表

氏　　名	就任年月日	備　　考
松　本　弘　幸	H25.9.1～	
加　藤　美智代	H29.9.1～	
佐々木　康　夫	R7.9.1～	
石　王　ふゆ子	R7.9.1～	

保険医・保険薬剤師代表

氏　　名	就任年月日	備　　考
武　居　正　明	H24.2.1～	
阿　部　郁　代	R7.9.1～	
松　澤　直　昭	R7.9.1～	
中　川　芳　明	R7.9.1～	

公益代表

氏　　名	就任年月日	備　　考
宮　森　仁　栄	R4.9.1～	
黒　田　浩　光	R4.9.1～	
宮　部　理　華	R7.9.1～	
本　田　英　樹	R7.9.1～	

参考資料（運協法令関係）

国民健康保険法（関係分抜粋） 昭和33年12月27日 法律第192号
（国民健康保険運営協議会） 第11条　国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 2　前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（関係分抜粋） 昭和33年12月27日 政令第362号
（国民健康保険運営協議会の組織） 第3条　国民健康保険運営協議会（以下、「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。 2　協議会は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法第81条の2第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。 3　委員の定数は、条例で定める。 （委員の任期） 第4条　委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 （会長） 第5条　協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。 2　会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

音更町国民健康保険条例（関係分抜粋）
昭和34年4月２日 条例第6号
（国民健康保険運営協議会の委員の定数） 第2条　国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 （1）　被保険者を代表する委員　　４人 （2）　保険医又は保険薬剤師を代表する委員　　４人 （3）　公益を代表する委員　　４人 （規則への委任） 第3条　前条に定めるもののほか協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

音更町国民健康保険条例施行規則（関係分抜粋）
昭和49年5月8日 規則第23号
（会議の招集） 第2条　運営協議会（以下「協議会」という。）は、町長から諮問があったときに、会長が招集する。 （会長の任務） 第3条　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 （議事） 第4条　会議は、公益を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、被保険者を代表する委員各１人以上を含む過半数の出席がなければ開会することができない。 2　会議は、会長が議長となり、開閉する。 3　議事は、出席議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 4　会長は、協議会で議決をした事項につき、1週間以内に町長に答申しなければならない。 5　会長は、会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記載しなければならない。 6　会議録に署名すべき委員は、議長のほか、会議に出席した委員2人とし、会議の始めに議長が指名する。